

一宮市新庁舎建設等基本構想

新庁舎建設等基本構想策定委員会

平成 20 年 2 月

目 次

はじめに	1
第1章 分庁方式から本庁方式への転換の必要性	
1 分庁方式の現状と問題点	2
2 現3庁舎の問題点	3
防災・災害復興拠点として不十分な施設	
窓口が分散し、市民ニーズに合わない施設	
セキュリティ対策も困難な施設	
市民と行政が協働する場の確保が困難な施設	
第2章 本庁舎建設場所の検討	
1 まちづくりと新庁舎	5
2 現在の一宮庁舎敷地での検討	6
3 他の庁舎敷地での検討	7
4 その他の候補地での検討	8
5 候補地の結論	9
第3章 新庁舎のあるべき姿	
1 新市建設計画を踏まえた施設	11
2 新庁舎の基本的な考え方	11
3 新庁舎の具体的な機能	12
第4章 新庁舎建設計画	
1 新庁舎建設の想定条件	16
2 建設規模と配置	17
3 新庁舎建設スケジュール	19
第5章 事業推進に向けた課題	
1 市民のコンセンサス	20
2 新庁舎建設着工時期	20
3 新庁舎建設時の市民への情報提供	20
4 尾西庁舎、木曽川庁舎、各出張所の将来機能	20
資料 新庁舎建設等基本構想策定委員会委員名簿	22

はじめに

平成 17 年 4 月 1 日、「安心 元気 協働」をまちづくりの基本理念として、旧一宮市と旧尾西市、旧木曾川町の合併により新たに人口 38 万人を擁する新生一宮市が誕生しました。

新市は、濃尾平野のほぼ中央、県庁所在地の名古屋市と岐阜市の間に位置しており、両市には鉄道のアクセスで 10 分程度と利便性にすぐれ、大都市近郊にありながら豊かな自然を残す、尾張西北部に位置する中核都市として発展してきております。

さて、この一宮市新庁舎建設等基本構想につきましては、旧一宮市役所庁舎の老朽化への対応に加えて、合併による新市としての一体的な機能強化を目指し、関係各課の職員により組織した庁内プロジェクトチームにおいて検討した内容を叩き台として、私ども新庁舎建設等基本構想策定委員会が検証・議論を重ね、基本構想としてまとめたものです。

新庁舎建設等基本構想策定委員会(会長以下 9 名)は第 1 回の会議を昨年 8 月 10 日に開催し、先進地の見学を含め 6 回の熱心な議論を行い、ここにその結果報告を申し上げます。

新庁舎の建設場所につきましては、多くの候補地を検証いたしましたが、合併特例債の利用による財源の確保や新庁舎が中心市街地活性化の一翼を担うことなどを併せ考え、現一宮庁舎と新柳公園を含めた敷地を高度利用することが最良と判断いたしました。

この基本構想が、新庁舎における市政運営をはじめ、将来のまちづくりの一助となれば幸いに存じます。

最後に、基本構想策定作業にご協力をいただいた関係各位に対し、この場をお借りしお礼申し上げます。

平成 20 年 2 月

新庁舎建設等基本構想策定委員会
会長 谷口 元

第1章 分庁方式から本庁方式への転換の必要性

1 分庁方式の現状と問題点

一宮庁舎(旧一宮市役所)は昭和5年10月、当時としては十分な規模と機能を持つ庁舎として建設されたが、市域の拡大や人口の増加、社会・経済情勢の変化に伴う行政需要の増大等に対応するため、昭和35年12月、昭和46年3月の2回にわたり増築が行われ現在の姿となった。また、西分庁舎は大正13年に竣工された旧東海銀行一宮支店を昭和55年8月に購入したものである。

尾西庁舎西館(旧尾西市役所)は昭和33年9月に完成し、その後行政需要の増大等や分散した部署を集約するため、平成16年3月に東館の増築が行われた。

木曽川庁舎(旧木曽川町役場)は、当時手狭となった役場から、昭和51年6月に現在の場所に新築移転し、講堂を併設した。

平成17年4月1日には、2市1町が合併し人口377,216人の新一宮市として出発、各庁舎単一では、規模的にどれも合併後の新市の本庁舎としての役割を果たすことが不可能なため、3庁舎による分庁方式を採用することになった。

一宮庁舎では、企画部、総務部、市民福祉部、経済部、議会事務局及び監査事務局等が、尾西庁舎では尾西事務所のほか主に建設部、上下水道部が、木曽川庁舎では木曽川事務所のほか主に教育文化部が業務を行っている。

各庁舎では、電算処理システムの統合やネットワークの整備により住民票や納税証明書の交付、健康保険・福祉関係等の手続きが可能となっており、窓口サービスの維持・向上に努めている。

しかし、総務企画部門(一宮庁舎)、建設・上下水道部門(尾西庁舎)、教育部門(木曽川庁舎)などに分散しているため、審査などの専門的・複雑な手続き(市営住宅の申込み、建築等の確認申請、無料耐震診断の申込み、耐震改修補助の申込み、雨水貯留・浸透施設設置補助の申込み、市営墓地の各種申請、生涯学習バスの申込み、後援名義の申請、生活保護の担当課及び一時扶助の申請、固定資産の価格等縦覧帳簿の縦覧、税

計算等)は、それぞれの庁舎でないと対応できない場合があり、市民からは分庁方式による限界が指摘されている。

市議会は、合併後の平成19年3月まで旧一宮市と旧尾西市及び旧木曾川町の市・町議会議員が在任特例により一宮市議会議員となり定数78名(欠員3名)で運営され、尾西庁舎6階生涯学習センターにおいて開催されていた。平成19年4月の改選により議員数44名となり、現在は一宮庁舎内議場にて開催されているものの、議会開催時には関係職員は各庁舎から一宮庁舎への移動を強いられている。さらに、職員の通常業務(会議・打合せ)においても各庁舎間の事務連絡等に費やされる職員の移動コストの大きさも見逃すことができない。

2 現3庁舎の問題点

防災・災害復興拠点として不十分な施設

一宮庁舎の北側2階建て部分(以下北棟)と南側10階建て部分(以下南棟)について、いずれも現在の耐震基準以前の建物であることから、平成17年度に耐震診断を行い、その結果が平成18年3月にまとまった。その内容は、北棟1階部分、南棟下層(4階以下)部分については補強が必要という結果であったが、現庁舎の完全な耐震改修は構造上困難であることも判明した。

また、尾西庁舎西館、木曾川庁舎においても、耐震の基準を満たしていないことが分かった。

3庁舎内には市民生活に関わる多くの機能、大切な情報が存在するが、災害時にそれらを守ることや市役所の機能を維持し、防災・災害復興拠点としての役割を果たすにはいずれも不十分である。

窓口が分散し、市民ニーズに合わない施設

一宮庁舎では、増築等により事務室が分散し、来庁者は複数の窓口を渡り歩くことを余儀なくされている。古い造りの建物であるため、市民からも通路が迷路のようになっていて、目的の担当課の場所が分かりにくいとの指摘もある。

尾西庁舎東館には、合併により窓口課を設置し、市民生活にかかわる部分の利便性に配慮しているものの、西館を含めた庁舎全体を機能的に見たとき、旧尾西市役所当時の会議室、議場等を事務室に改造するなどして利用

している部分もあり、分かりにくさや段差の解消ができていないなどの問題がある。

木曾川庁舎については、窓口課の設置により市民の利用には不便さは感じられないが、尾西庁舎と同様に本来事務室として設計されていない部屋の再利用を行うなど、庁舎の機能的な問題は解消されていない。

さらに、「市民向けの様々な相談窓口がない」「市民が自由に利用できる常設スペースがない」など、今日求められる様々な市民ニーズに十分対応できていないのは、いずれの庁舎においても言えることである。

セキュリティ対策も困難な施設

それぞれ耐震上問題がある 3 庁舎については、急速に進展している ICT (Information and Communication Technology 情報通信技術) 化への対応も既に限界に達しており、電子情報等を管理する上での情報セキュリティ上の不安がある。

さらに、元々建物自体が防犯に配慮した構造とはなっておらずセキュリティの甘さが窺え、施設・設備の改修や ICT 化のための工事を繰り返しても付け焼刃的で十分な改善が進まず、ランニングコストがかさむなどの問題が起こっている。

市民と行政が協働する場の確保が困難な施設

地方分権の流れの中で、行政と市民、企業、NPO 等が協働して公共サービスを担う将来的方向性に対して、その一つとしての協働スペースの確保が、これからは必要だが、現在 3 庁舎の状況を見る限りいずれも困難と言わざるを得ない。

こうした現 3 庁舎に共通する諸問題に対して、抜本的な対策を講ずる必要性があるとの認識は高まっており、合併後の新市にふさわしい新庁舎建設等についての方向性を早急に示すことが求められている。

以上のことから、委員会としてはすべての機能を集約する本庁方式への転換を是とし、新庁舎の建設を行うことが適切であるとの結論に達した。

第2章 本庁舎建設場所の検討

1 まちづくりと新庁舎

一宮市のまちの歴史を見てみると、江戸時代中期の享保年間には真清田神社の門前に産物と日用品の交換や綿織物の売買のために三八市が開設され、末期には、この地方における流通と商品生産の中心地となって、現在の中心市街地が形成された。

明治19年には東海道線一宮停車場ができ、同22年には新橋～神戸間が全線開通した。この年に一宮村と一色村が合併して一宮町となり、大正10年には人口30,558人の一宮市が誕生した。その後幾度もの合併を経て市域を広げ、現在の一宮市となる。

昭和20年、第2次世界大戦によって市街地の大半を焼失したが、戦災復



図1 中心市街地の予定対象区域(180ha)
(一宮市中心市街地活性化基本計画より)

興事業にいち早く着手し、再び都市としての基盤を築き上げ、同 27 年には尾張一宮駅ビルも完成。現在は、尾張地方の中核都市としての役割を果たすとともに、さらなる躍進を続けている。

こうして本市の生い立ちから、真清田神社、尾張一宮駅及び一宮市役所はおのこの密接に関連し、中心市街地(5 ページ図 1 参照)のまさに中核となっている。

また、一宮市では一宮市中心市街地活性化基本計画策定事業に取り組んでおり、国が基本計画への記載を示す、「商業の活性化」はじめ、「市街地の整備改善」、「街なか居住の推進」、「都市福祉施設の整備」、及び「これらと一体的に推進する事業」の五つの項目について、中心市街地に予定された地域において、行政や民間の実現可能性の高い事業の検討を行い、平成 19 年度中を目標に基本計画案の策定を進めている。

本庁舎が中心市街地に予定された地域に建設されることになれば、駅前ビル建設と共に中心市街地の新たな拠点整備事業として位置付けられることになり、駅前ビル、本庁舎そして真清田神社という核施設と、これを繋ぐ中心市街地商店街の賑わい創出事業の展開により、活性化への道筋がより現実味を帯びてくるであろう。

これらのことを念頭に、本庁舎建設に当たっては、現在の一宮庁舎敷地での建て替えか、それ以外での建設かの検討を進めた。

2 現在の一宮庁舎敷地での検討

新庁舎は、まちの中心的な『顔』としてシンボリック的存在であり、市民と行政の協働の『場』の中心となり得る可能性のある施設である。

現敷地での建て替えは、現在の一宮庁舎と新柳公園及びその間を南北に走る道路を取り込み、西分庁舎敷地を合わせた一体的な敷地利用を念頭に再開発をすれば、自由度の高い建設計画ができるという利点がある(9 ページ図 3 参照)。

また、新庁舎建設時には仮設庁舎を設けず現庁舎にて業務を行いながら建設することも可能であり、東駐車場と新柳公園を併せた敷地にて第 1 期建設工事を行い、完成後一宮庁舎からの移動、現庁舎の取り壊し、第 2 期建

設工事、併せて公園整備を進めることができる。

3 他の庁舎敷地での検討

他の庁舎敷地での建て替えは、各庁舎の敷地面積・容積率等(下表1参照)から、本庁舎の規模、建設が可能な敷地を判断すると、一宮庁舎と尾西庁舎に限られる。また、3庁舎の位置(下図2参照)を市域全体で比べてみると、尾西・木曽川庁舎は新市の地理的な中心から西及び北の方向に片

表1 各庁舎の敷地面積等

庁舎名	敷地面積	都市計画	容積率 / 建ぺい率	延床面積最大値
一宮庁舎	10,120.24 m ²	市街化区域	400% / 80%	40,480 m ²
尾西庁舎	14,269.97 m ²	市街化区域	400% / 80%	57,079 m ²
木曽川庁舎	10,802.93 m ²	市街化調整区域	200% / 60%	21,605 m ²



図2 3庁舎の位置

寄っているのに対し、一宮庁舎は市域中心に近く道路網・交通網の中心にあるため、市民にとって来庁するにあたり等しく便利であることが分かる。さらに、地方自治法第 4 条第 2 項の「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」との規定にも合致するものである。

4 その他の候補地での検討

現一宮庁舎敷地と同程度の面積をもつ他の公共用地や私有地の検討を次のとおり行った。

1万㎡を超えるまとまった市有地や私有地など候補地として挙げられるものに、公園敷地(大宮公園をはじめ 14 ヶ所)、その他財産(競輪場)、せんい団地、駅ビル跡地などが考えられる。

公園敷地で考えると

公園敷地を利用する場合は、都市公園法の諸規定等により改めて公園代替地を近くで求めなければならない。このことから、公園敷地は候補として適当ではない。一部には対象となる公園敷地もあるが、庁舎移転に伴う周辺道路整備に多額な費用を要するなど難点がある。

競輪場で考えると

多くの人がこの競輪場にかかわっていることや撤退による補償金が発生することなど問題も多く、競輪場を閉鎖して庁舎を建設することは到底考えられず、適当ではない。

せんい団地で考えると

丹陽地区にあるせんい団地内のまとまった敷地では、緑地・広場等の敷地を合わせれば10,600㎡ほどになる。現在、道を挟んだ隣地には愛知県勤労福祉会館(アイプラザ一宮)や一宮市温水プールなどの公共施設が建ち並んでいる。ただ、先に指摘した緑地代替地の問題や市域の南部郊外にあるため一宮駅から交通の便も悪く、さらに土地取得費や交渉等もあり、進めるには時間と費用の点で難がある。

以上、1万㎡以上の敷地面積を有する市有地から検討したが、いずれも不適であった。

駅ビル跡地で考えると

交通の利便性から JR 所有の駅ビル跡地への移転が考えられるが、現在の計画では中央図書館、民間施設等で計画が進んでおり、また、JR からの借地となれば、建設後の増改築にも制限が加わるので、新たに市庁舎が入ることは考えにくくなる。

私有地で考えると

まとまった私有地という選択肢も含め検討しなければならないが、今から新たに大規模な民間の土地を取得するには、場所の確定・用地交渉・用地資金確保等の諸問題を解決せねばならず、庁舎建設に至るまでのハードルが一層高くなる。仮に用地が決まったとしても一からのまちづくりを考えねばならず、時間的にも資金的にも問題がでてくる。

5 候補地の結論

本庁舎建設場所について多くの候補地を検証した中で、現一宮庁舎敷地で建設を進めることが、新市一体的な機能強化(分庁舎方式から本庁舎方

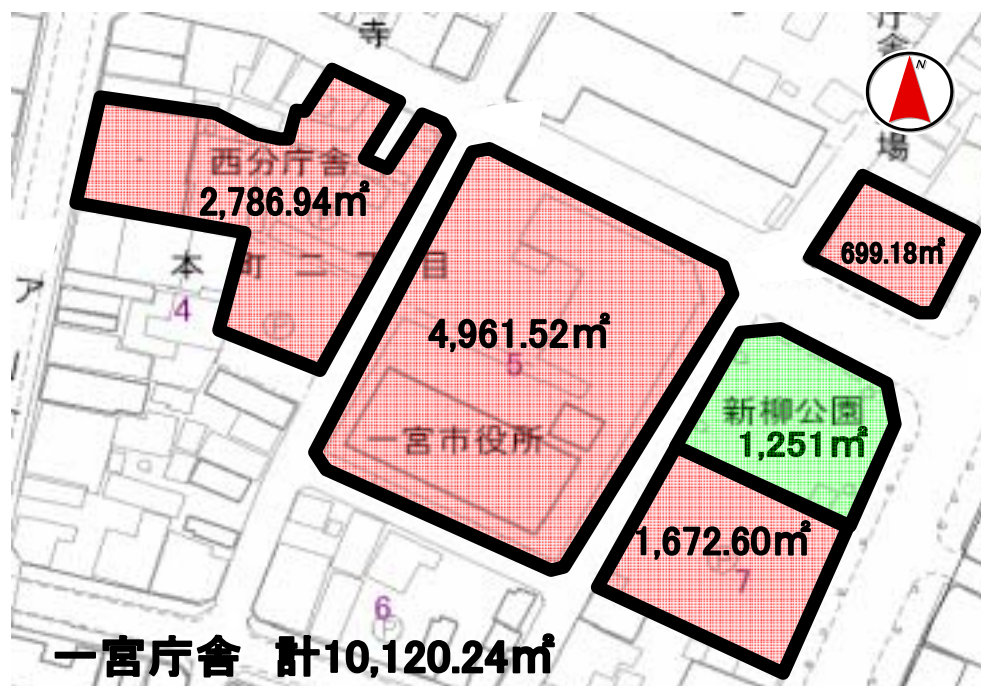


図3 現一宮庁舎の配置図

式)、中心市街地活性化(都市機能の市街地集約)の一翼を担えること、そして、交通の利便性が高く、その他の候補地で浮かび上がった問題点も少なく、隣地の公園敷地(新柳公園:9 ページ図 3 参照)を取り込んでの建設計画も可能であり、幅広い敷地の利用法が考えられるため、現一宮庁舎敷地が最良との結論に達した。

第3章 新庁舎のあるべき姿

1 新市建設計画を踏まえた施設

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会が策定した「新市建設計画」では、基本理念を次のように示している。

安心 暮らし、産業活動など幅広い分野にわたり、安心して諸活動が展開できるまちづくり。

元気 住民、企業等この地域に関わりを持つ全ての主体が元気に活動できるまちづくり。

協働 市民・行政が良好で緊密な連携のもと、お互いに協力し合いながら、協働による、きめ細やかなまちづくり。

この基本理念を実現させるためには、災害発生時にも庁舎機能を維持できる安心な庁舎、中心市街地に活発な交流と元気を生み出す魅力ある庁舎、NPO、ボランティア等との市民と行政の協働の場としての庁舎などが必要とされる。

新庁舎建設を検討する上においては、合併特例事業として申請を予定していることから、その趣旨を十分に踏まえたものであり、合併後の新市の市民全てが利用しやすいものであることが求められる。

2 新庁舎の基本的な考え方

ユニバーサルデザインを目指した庁舎

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」を基本理念とした、ユニバーサルデザインを導入し、高齢者や障害者、子ども、外国人の方々はもちろんのこと、全ての人に分かりやすく、使いやすい、親しまれる庁舎とする。

市民の安全・安心を確保した庁舎

昨今、全国的に多発している地震や豪雨などの災害発生時に初期初動体制が確立できる機能をはじめ、庁舎機能を災害時にも維持できるように高い耐震性や自家発電システムなどを備えた庁舎とする。

高度情報通信社会に対応できる庁舎

急速な ICT 化の進展は市民ニーズにも大きな変化をもたらしている。こうした市民ニーズに十分に対応し、効果的かつ迅速に質の高いサービスを提供す

るために、ICTを活用した行政情報システムを構築するとともに、さらに進展が予想される高度情報通信社会に対応できるよう配慮された庁舎とする。

個人のプライバシーに配慮し、相談窓口を充実させた庁舎

市民サービスの窓口には、市民が気軽に相談できるコーナーを設置し、特に個人のプライバシーにかかわる相談業務を行う部署には、話し声がもれないようなプライバシーに配慮した構造の相談室を設け、市民が安心して相談できる庁舎とする。

セキュリティを完備した庁舎

行政が持つ多数かつ重要な情報、特に市民の個人情報等を危険にさらすことのないよう、事務スペースと受付スペース、市民が利用できるスペースを明確に分離することでセキュリティを確保した庁舎とする。

地球温暖化に配慮した庁舎

「一宮市環境基本計画」及び「エコアクション一宮」に従い「公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン」を基礎に各種自然エネルギーを活用した環境にやさしい庁舎とする。

3 新庁舎の具体的な機能

便利で分かりやすい庁舎

誰もが分かりやすく、利用しやすいように庁舎内外の案内表示の徹底、来庁者の利便性を優先した庁舎の配置やアプローチの整備などを行い、市民が短時間で行政サービスが受けられるように、便利で分かりやすい窓口や案内機能を充実させた庁舎とする。

庁舎内各階の案内表示は、障害者(視覚、聴覚等)にも対応するよう、電光表示・音声案内等を適宜設置する。

受付総合案内を充実する。

公共交通機関利用者、車利用者が分かりやすい庁舎周辺案内表示を徹底する。

開かれた議会と庁舎

本格的な地方分権時代を迎え、共に市民から選ばれた市長・市議会という二元代表制において、市議会が市民代表としての政策形成機能や、市長

(執行機関)に対する監視機能を十分発揮でき得る構造であることが望ましい。

議員の議会活動が市民にとって分かりやすいものであるよう、利用しやすい議会傍聴などについて配慮する。

議場のあり方については、議決機関としての十分な審議ができ、かつ遂行するための調査、研究ができ得る機能を有することは勿論であるが、バリアフリーを含むユニバーサルデザインを十分に取り入れたり ICT を駆使したりして、市民が機能的、有効的に利用できるものとする。

ワンストップサービスの充実

市民が利用しやすい場所に窓口を設けるためには、効率的な配置が必要となるため、基本的には事務スペースを別に配し、ゆとりある受付スペースを確保する。

市民利用の多い窓口や、相談・手続き内容が関連するような窓口をできるだけ低層階に集約して配置する。

来庁者の快適環境とともに市民協働を実現する庁舎

ワンストップサービスの実現と共に、来庁者の待ち時間の有効利用と市民サービス向上のため、窓口付近に既存の情報コーナー、銀行窓口とATMなどに加え、総合案内窓口、コンビニエンス・ストア、郵便ポスト(可能であれば簡易窓口)、喫茶軽食スタンドなどを配し、スーパーマーケット内のフードコート(軽飲食店を集めた区画)をイメージした市民スペースを実現する

様々な場面で市民に利用されるだけでなく、利用者の混雑時におけるストレスを軽減させ、トラブル防止にも効果が期待できる。

市民スペース内の入居店舗等からは、使用料収入を得る。また、コンビニエンス・ストアについては、付近住民の利便性と店舗の収益性を考慮し、外部出入口を設け、閉庁後や休庁日であっても利用可能とする。

市民スペースには、各種団体やNPOとの意見交換の場、また、市民活動従事者に対する支援・相談コーナーの設置など交流場所を確保する。

災害などへの安全・安心を確保した庁舎

建築物として堅牢であり、災害時には機動的に対処できる機能を備え、災害対策本部として、防災対策・災害応急対策・災害復興などの拠点機能を

十分に発揮できるものとし、長引く災害への対応をも視野に入れるよう配慮する。

新庁舎は、免震構造・制震構造など、十分な耐震性能を備える。

災害時の状況を即座に把握できる機器を備え、機能上、活動上で必要となるスペースを整備する。

常設の備蓄倉庫のほか、災害発生時に救援物資などを収納する備蓄倉庫に転用できるスペースを確保し、無線通信設備、飲料水兼用貯水槽など災害時に必要な機能を整備する。

庁舎敷地内に設ける広場空間は、災害発生時にも多用途な機能を持つよう整備する。

消防車が庁舎建物のあらゆる方角からアクセスできる配置とする。

災害対策の中枢を担う情報収集、指令発信機能は、情報管理の面から十分なセキュリティを確保する。

情報拠点としての庁舎

今後の様々な市民ニーズや行政組織の変化に対応するため、市の行政情報システムの拠点として柔軟性及び拡張性の高い情報通信ネットワーク基盤を整備する。

市民の情報を守り、信頼性の高いサービスを安定的に提供するため、高度なセキュリティ対策と個人情報の保護対策を確保する。

情報提供サービス機能を充実させ、行政情報のほか、市の産業や市民活動などの各種情報を集積し市民に提供する。

個人のプライバシーを守る窓口

個人情報を守る窓口の整備(隣の窓口との仕切り等)を行い、市民が安心して手続き等が行えるように配慮する。

セキュリティを確保した庁舎

来庁者と職員の動線の交差を最小限にし、立ち入り可能なエリアを明確にする。また、各個人の職責や業務内容に応じて物理的な制限を加えることでセキュリティを確保する。

自然エネルギーの活用を図る庁舎

太陽光発電システムや太陽熱温水器をはじめとする新エネルギーの活用

や、コージェネレーション、自動照明制御、雨水利用等省エネルギーシステムの採用による環境負荷の低減に努める。

屋上緑化や敷地内の緑化を推進することで地球温暖化対策を行う。

適正なライフサイクルコストを実現した庁舎

新庁舎の企画設計段階から建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階に至る建物の生涯費用の総計(ライフサイクルコスト)については適正な水準を実現する。

庁舎の設計、施工、維持管理・運営、改修などを含めた総費用が適正な水準に収まる庁舎を実現するとともに、容易な維持管理で費用の抑制にも配慮する。

将来の変化にも対応できる庁舎

今後においても、市民ニーズの多様化及び複雑化に加え、地方分権の進展など、様々な行政運営にかかわる新たな動きがあるが、この変化に応えられる柔軟性の高い空間を実現していかなければならない。また、職員の横断的な部門間交流を可能とするフレキシブルなフロアが求められる。

第4章 新庁舎建設計画

1 新庁舎建設の想定条件

新庁舎建設にあたり、建設費の財源確保のため合併特例事業は、平成27年度まで(合併後10年以内)に新庁舎を完成するスケジュールで進めなければならないことから、新庁舎竣工は平成28年3月とし、竣工時の各指標は次のとおりとする。

想定人口

国勢調査より推計した平成27年度の将来人口を概ね370,000人とする。

表2 人口

基準日	人口	備考
平成20年1月1日現在	382,661人	登録人口
平成17年4月1日現在	371,687人	第6次一宮市総合計画 (案)の将来推計人口 (資料:国勢調査)
平成22年4月1日時点	374,024人	
平成27年4月1日時点	370,887人	

登録人口 = 住民基本台帳記載人口 + 外国人登録記載人口

想定本庁職員数

新庁舎に配置する対象部署については、将来における中核市への移行、行政需要の増大、行政システムの再構築に対応できるよう検討しなければならない。

表3 職員数

基準日	職員数	内 訳	
		一般	地方公営企業等 (病院・上下水道・競輪事業)
平成19年4月現在	3,635人	2,349人	1,286人
平成22年4月時点	3,603人	2,321人	1,282人

(一宮市行政改革大綱:年度別職員適正化計画による)

一般職員及び地方公営企業等職員の内、新庁舎で業務を行う職員は、1,200人とする。(平成19年4月現在、一宮庁舎643人、尾西庁舎340人、木曾川庁舎119人、外部施設を含め合計1,262人が各庁舎に勤務、臨時職員も含む)

想定来庁者数及び駐車場利用者数

3庁舎に車で来庁する市民は、1日当たり1,609人とする。(平成20年1月15日～18日の4日間の駐車場利用台数などから算出)

来庁者駐車場は、一宮庁舎の東西に設置しており、合計で96台が利用可能である。上記調査では、1時間当たりの来庁者人数は約184人となるが、駐車場利用台数に換算すると129台の駐車場が必要となる。

今後、来庁者駐車場不足の対策としては、一宮市循環バス(通称「バス」;平成19年7月1日統合)や生活交通バス(平成19年11月1日運転開始)の活用により、駐車場不足の緩和を図る方法も考えていく必要がある。

なお、本庁舎集約により一宮庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎の公用車は合計154台となることから、公用車駐車場154台+来庁者駐車場129台+議員用駐車場40台として、323台程度駐車できるスペースの確保が必要となる。

また、現一宮庁舎位置は、一宮市建築物における駐車施設の附置義務等に関する条例の適用地区となり、想定庁舎面積(18ページ表4参照)から160台分の駐車スペースが必要となる。

駐輪場は、現在庁舎の南側、東玄関前、立体駐車場北及び公用車駐車場内と4ヵ所あるが、現在来庁者が駐輪できないほど飽和状態となっている。現在、市役所周辺の自転車道整備が進められ、今後利用台数の増加が見込まれるため、現在の駐輪スペースは職員用と来庁者用を区分し最低2ヵ所以上の設置を行い、倍増する必要がある。

2 建設規模と配置

新庁舎の配置・規模・空間構成を考える上で、現在の庁舎敷地での建て替えは、市役所の機能上の問題や、建築基準法上の容積率制限等から東駐車場と新柳公園を敷地に取り込んだ区画での建て替え計画を進めていく必

要がある。

新庁舎の規模は、職員の数や建築基準法の容積率制限などを踏まえ、総務省の庁舎標準面積算出基準を参考にし、庁舎面積は 33,000 m²程度(下表 4 参照)と想定される。建設スケジュール(19 ページ表 5 参照)は、第 1

表 4 庁舎面積の算出根拠

室名		面積基準	面積
ア 事務室	4.5 m ² × (換算職員数)		9,256.5
	(職員数換算率)		
	区分	換算率 職員数 換算職員数	
	特別職	20 5 100	
	部長・次長職	9 29 261	
	課長職	5 54 270	
	副主監・主査	2 314 628	
	一般職	1 798 798	
計	1,200 2,057		
イ 付属面積	倉庫	事務室面積の 13%	1,203.3
	会議室、便所その他諸室	7 m ² × 全職員数	8,400
ウ 玄関、廊下、階段等の交通部分	アからイまでの各室面積の合計の 40%		7,543.9
エ 増加可能分	アからイまでの各室面積の合計の 10%		1,885.9
オ 議会室	35 m ² × 議員定数(40 人)		1,400
カ 駐車場	50 m ² × 60 台分		3,000
合計			32,689.6

市民の憩いの場や活動スペースについては、基本設計において具体的に検討する。

期工事を基本とし、東駐車場・新柳公園部分に新庁舎を建設し、第 2 期工事では、現庁舎部分に付属施設の建設を進める。なお、今後、新庁舎の低層部分の増床等の必要性があれば、基本設計の中で検討する。

課の配置については、新庁舎の低層部分には来庁者の利用頻度の多い窓口部門を集中配置し、中層、高層部分には事務室・会議室・展望ロビー・食堂等とする。

なお、一宮庁舎の敷地を整形地として、敷地全体の利用価値を高めるためには、隣地の買収が一部必要となる。また、取得には所有者の協力が不可欠となることから、その協力が得られるならば利用度の高い敷地となるため、新庁舎建設を進める上で買収の検討も課題となる。

3 新庁舎建設スケジュール

今後、この基本構想による考え方を、基本設計・実施設計に反映させて建設に着手することとなるが、合併後 10 年以内という合併特例事業の制限から、現段階の想定では、概ね基本設計、実施設計、各種申請手続き及び業者選定を経て新庁舎の建設に着手することとなる。

表 5 新庁舎建設スケジュール

年 度	実 施 内 容
平成 19 年度	基本構想策定
平成 20 年度	基本設計(基本計画を含む)
平成 21 年度	実施設計
平成 22 年度	第 1 期工事着工
平成 23 年度	第 1 期工事施工
平成 24 年度	第 1 期工事完了
平成 25 年度	本庁舎解体工事・第 2 期工事着工
平成 26 年度	第 2 期工事完了
平成 27 年度	本庁舎、西分庁舎解体工事・外構等整備工事

第5章 事業推進に向けた課題

1 市民のコンセンサス

新庁舎は市議会議員及び市職員の活動の場であるとともに、市民にとって住民サービスを楽しむ場所でもある。従って、新庁舎建設にあたって、市民が利用しやすい施設であることを念頭に置き、進めねばならない。

基本構想後の、基本設計の作成から新庁舎建設に至るまでの時々々の情報を、常に積極的に市民に公開するとともに、市民意見提出制度を活用した意見の収集・反映に努め、市民のコンセンサスを基に事業が推進されねばならない。

2 新庁舎建設着工時期

新庁舎建設スケジュール(19 ページ表 5 参照)にも示したとおり、合併特例事業の活用とともに、取り壊しと建設を同じ場所で行う計画からすると時間がかなりかかるため、着工時期をできるだけ早期に決定しなければならない。

3 新庁舎建設時の市民への情報提供

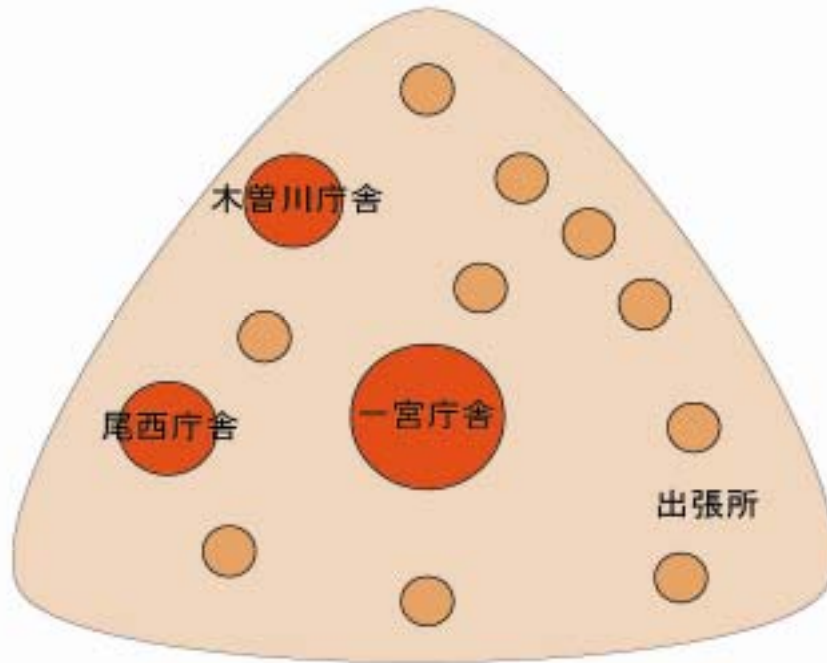
新庁舎建設中の安全はもとより、騒音や駐車場不足によるトラブルが予想されるため、建設経過が常時分かるよう広報活動に努める。

4 尾西庁舎、木曾川庁舎、各出張所の将来機能

今後の維持管理、耐震化などの経費の削減と、効率化を考慮し、合併後の新市にふさわしい本庁舎の整備が急務である。同時に、地域住民の利便性を確保した上で、他の庁舎の老朽化部分や各出張所の整理統合なども併せて検討し、明確なビジョンを示し、進めていかなければならない。

また、新庁舎完成後における尾西庁舎、木曾川庁舎の空きスペースの有効利用を図るとともに、高度な情報通信網等を利用し新庁舎とその他の庁舎・出張所の相互の役割分担と連携を促進し、それぞれの機能強化を図る必要がある。そして、将来的には地域サービス拠点(21 ページ図 4 参照)を整備し、市民サービスの向上に努めなければならない。

現在（3庁舎＋出張所方式）



将来（本庁＋地域サービス拠点 連携方式）
ネットワーク

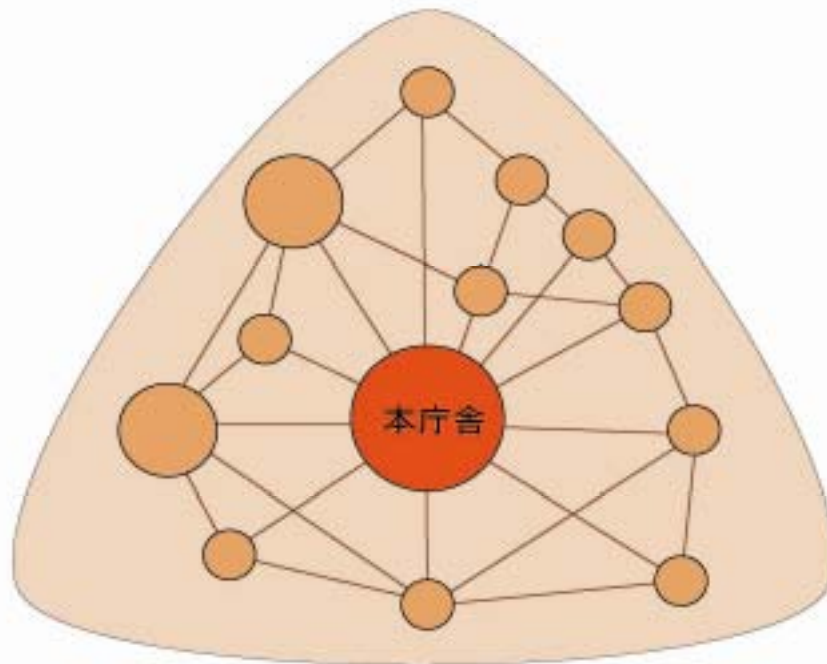


図4 将来機能

資料

新庁舎建設等基本構想策定委員会委員名簿 (敬称略・順不同)

役職	氏名	勤務先等
会長	谷口元	有識者：名古屋大学(教授：総長補佐)
副会長	高坂勲	有識者：元一宮市建築部長
委員	松井哲朗	市議会代表：市議会議長
委員	古池庸男	経済界代表：一宮商工会議所(専務理事)
委員	勝野ちほ	若者代表：一宮市成人式 平成17年度新成人代表
委員	河合礼子	女性代表：一宮市小中学校PTA連絡協議会 母親代表会会長
委員	中西勉	旧一宮地域代表：一宮市町会長連区代表者 連絡協議会会長
委員	吉田弘	旧尾西地域代表：尾西地域審議会会長
委員	葛谷昭吾	旧木曾川地域代表：木曾川地域審議会会長

